

2013. 4. 5

== 「過酢酸製剤」が使用された食品について ==

■食品添加物として使用が認められていない、「過酢酸製剤」を使用した食品が、輸入されている可能性があることが判明しましたので、その概要をお知らせします。

◆「過酢酸製剤」とは

- ・食品表面の殺菌目的で既に米国、カナダ、オーストラリアにおいて、野菜、果物、食肉等の幅広い食品に対して使用されています。
- ・成分は過酢酸、酢酸、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸などの混合溶液です。
- ・現在我が国では、「過酢酸製剤」を含む食品については食品衛生法第10条に基づき流通は認められていません。

◆安全性

- ・平成25年4月3日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において検討の結果、国際的にも有効性及び安全性が確認されていることから、人の健康を損なう恐れはなく安全性に懸念はないとの見解が示されました。

◆今後の対応

- ・「過酢酸製剤」について、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼及びその評価を踏まえた添加物の指定手続きが速やかに行われる予定です。
- ・安全性の懸念はないと考えられることから市場への影響も踏まえ、食品安全委員会における評価がなされるまでの間、「過酢酸製剤」を使用した食品の輸入・販売等の規制は行われません。

■詳細につきましては厚生労働省報道発表資料等をご覧ください。

◆厚生労働省報道発表資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002ywz1.html>

◆薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yvtc-att/2r9852000002ywa2.pdf>

■ご要望やご意見がありましたら、長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課 shokusei@pref.nagano.lg.jp までお寄せください。

■すでに配信させていただいた情報の履歴につきましては、長野県ホームページをご覧ください。

http://www.pref.nagano.lg.jp/eisei/syokuhin/FS_info/FS_top.htm

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
(電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所)食品衛生相談窓口